

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合規則第4号）第115条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和7年5月13日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室井 照平

1	件名	ごみ破碎施設運転管理業務受託者用控室賃貸借
2	設置場所	会津若松市神指町大字南四合字深川西 地内
3	業種	賃貸借
4	概要	控室 1棟 （1階建て80㎡程度）
5	賃貸借期間	令和8年1月1日 から 令和14年3月31日 なお、契約締結日から令和7年12月31日までの期間は、本賃貸借に係る準備期間とする。
6	設置期限	令和7年12月31日 まで
7	予定価格	非公表
8	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時（＝開札時をいう。）において次の①から⑥に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	①	会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿（物品）に登録されていること。
	②	登録内容 本組合に リース の業種登録のある者。
	③	会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
	④	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
	⑤	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	⑥	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
9	入札参加の申込	
	① 提出書類	制限付一般競争入札参加申込書（指定様式）
	② 提出方法	必ず指定様式によりファックスで送信すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。
	③ 提出先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 業務係 電話番号 0242-27-9004 ファックス番号 0242-27-9005
	④ 入札参加申込期間	令和7年5月13日（火）から令和7年6月4日（水）まで （土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで）
	⑤ 入札参加資格確認結果の通知	本入札の参加申込をした者に対し、入札参加資格の確認を行う。確認結果は、令和7年6月5日までに通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、本組合に対しその理由について説明を求められることができる。
10	設計図書の閲覧	
	① 閲覧場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 住所 会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3 電話番号 0242-27-9004
	② 閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
11	設計図書の貸出	設計図書については、希望者に貸出する。（場所は閲覧場所と同じ） 希望者は貸出申請書（閲覧場所にあり）により申請すること。
12	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本業務委託に関する質問は、原則として質問書（指定様式）によりファックスで送信すること。なお、送信後は、確認のために電話連絡すること。
	② 質問書送付先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 電話番号 0242-27-9004 ファックス番号 0242-27-9005
	③ 質問期限	令和7年6月2日（月） 午後3時00分まで

	④ 質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にファックスで回答するとともに、他の入札参加者についても、ファックスで通知する。
13	入札方法	
	① 提出書類	入札書（指定様式） 入札金額は、一月あたりの賃貸借料を記載すること。
	② 入札方法	直接入札
	③ その他	代理人入札の場合は、委任状を持参すること。
14	入札（開札）日時等	
	① 入札（開札）日時	令和7年6月9日（月） 午後 1時30分
	② 開札場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 3階会議室 住所 会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3 電話番号 0242-27-9004
15	入札回数	2回（2回の入札で落札者がなかった場合には、最低価格で入札した者に見積書の提出を依頼する。その結果、予定価格内であれば随意契約を締結する。）
16	入札保証金	免除
17	入札の無効	
	①	本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
	②	地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
	③	その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札
18	契約事項	会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
19	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第101条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条の各号に該当する場合は、これを免除する。
20	その他	
	①	応札者が1者の場合でも入札は実施する。
	②	やむを得ない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
	③	当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。
	④	入札結果（落札業者、落札金額等）については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ（ https://www.aizu-kouiki.jp ）において閲覧が可能。
	⑤	なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 業務係に問い合わせのこと。 電話番号 0242-27-9004 FAX番号 0242-27-9005